

多様な文化芸術が賑わい

こころ豊かになれる場所がある

そんな楽しいまちに

市民の自主的・創造的な文化芸術活動を支援します

＝宮津市文化芸術活動活性化事業補助金をご活用ください。＝

宮津市では、多様な文化芸術活動を促進し、こころ豊かな市民生活に寄与するため、大規模な発表やコンサートの開催を支援するとともに、文化芸術との触れ合いの機会を創出する活動を推進します。

補助金の申請にあたっては、宮津市HPをご覧ください。



■宮津市文化芸術活動活性化事業補助金制度の概要

区分	◆市外での文化芸術活動の開催に対する支援	◆まちかどコンサート等の開催に対する支援
補助対象者	①平成30年度から令和2年度までの期間に宮津会館のステージを使用し、文化芸術活動の発表を行ったもの ※ポスター、チラシ、開催要項等により確認 ②宮津市文化団体協議会加盟団体 (宮津市文化団体協議会へ加盟手続き中の団体を含む。)	文化芸術活動を行う個人又は団体 ※市内、市外を問わない。
補助対象事業	市外の屋内文化施設(収容人数500人以上)を使用して補助対象者が主催する文化芸術活動の発表	市内の公園等の公共空間又は市内の空き家、店舗等を活用して補助対象者が主催する市民を対象とした文化芸術活動の発表
補助金額	対象事業費の1/2 (上限10万円)	対象事業費の10/10 (上限5万円)
交付の条件	—	①多くの市民が親しめる文化芸術活動の発表を支援するため、チラシ配布等、広く周知を行うこと。 ②同一の補助対象者につき年1回、1事業までとする。構成員の半数以上が同一の場合は、団体名が異なる場合でも同一の補助対象者とみなす。
補助対象経費	○事業の実施に係る会場使用料等 ○事業の実施に係る宣伝広告等に要する費用 ○その他市長が特に必要と認める経費	
審査	補助金の交付にあたっては、事業内容及び対象者等について審査を行う。	
共通事項	国、府及び宮津市まちづくり補助金との併用申請は可能とする。(国府等の補助金控除後の額を対象事業費とする。)	

【問合せ先】 宮津市 企画財政部 企画課 文化スポーツ振興係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1
TEL: 0772-45-1718 FAX: 0772-25-1691
E-mail: k-tyousei@city.miyazu.kyoto.jp

